

令和5年度 東京都立大塚ろう学校いじめ防止基本方針

令和5年4月26日
校長決定

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する幼児・児童に対して、当該幼児・児童と一定の人的関係にある他の在籍幼児・児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった幼児・児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する対応

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての幼児・児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。いじめの問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、幼児・児童を守ることができるのは、第一義に学校であるという強い決意と高い指導力で日々の指導に当たるようにする。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校のいじめ対策を実施するに当たり、その円滑かつ適正な運営を図るために設置する。

イ 委員会の任務

- ◎ 本委員会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に関して協議する。
 - 幼児・児童のいじめの実態把握に関すること。
 - 幼児・児童のいじめの防止・対応に関すること。
 - いじめ対策に係るその他必要な事項に関すること。

ウ 会議

- ◎ 基本的には、月1回の開催とし、その他、必要に応じて迅速に、開催する。

エ 委員会の構成

- ◎ 次のとおりとする。
 - 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、小学部主任、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

- ◎ 問題行動等を起こしている個々の幼児・児童について、本校、教育委員会、関係機関等が、情報を共有し、共通理解のもと、各機関等の権限等に基づいて多様なアプローチを行うために設置する。
 - 学校や地域の人材のみによる対応が困難な場合に、サポートチームを設置する。
 - 複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合に、サポートチームを設置する。

イ 会議

- ◎ 年間1回程度の会合を開催するととともに、必要に応じて、連絡会を実施する。

ウ 委員構成

- 学校いじめ対策委員 ○ 聴覚障害者自立支援センター（心理士）
 - 警察（スクールソポーター） ○ その他、必要な機関の構成員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア いじめの有無にかかわらず、人間関係に課題を抱える幼児・児童について、学年・学部内で情報を共有するとともに、ケース会議を適宜開き、対応について検討する。その結果を、学校いじめ対策委員会に報告する。

- イ いじめに関する授業（年3回以上）を実施する。
 - 道徳 ○セーフティ教室（インターネット関連） ○学級活動
- ウ 縦割り班活動・体育的活動を通して、仲間意識や人へのいたわりの心を育てる。

(2) 早期発見のための取組

- ア 小学部において、年2回のふれあい月間に、「いじめ発見のチェックシート」を活用する。
- イ 児童向け「生活状況アンケート（いじめ等）」を実施する。（年2回以上）
- ウ 小学部保護者向け「生活状況アンケート（いじめ等）」を実施する。（年2回以上）
- エ 外部専門家による相談機会を活用する。
(精神科学校医による健康相談、スクール・ソーシャル・ワーカーによる相談)
- オ 校内巡回等を通じた幼児・児童の観察を実施する。（週3回以上：管理職・主幹教諭）

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、生活指導部会・学校いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ウ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた幼児・児童、保護者に対する支援と、いじめを行った幼児・児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた幼児・児童が安心して教育を受けられるため、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- オ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- カ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ いじめられた幼児・児童の安全を確保する。
- ウ いじめられた幼児・児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- エ いじめ防止委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察と連携する。
- カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、又は東京都教育委員会が行う調査に協力する。

5 いじめ防止に関する教職員研修計画

- (1) 年2回（4月・8月）、全キャンパス合同研修会を実施する。
- (2) 新転任者研修・若手教員育成研修（校内）において、実施する。

6 保護者との連携、保護者への啓発に関する方策

- (1) 学校便りや学年便り、保護者会、個別面談等を通じて、保護者に学級や学部の状況に関する情報を共有し、生活指導への協力意識を高める。
- (2) PTA の運営委員会・役員会等を活用して、情報交換等を充実する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察とは、スクールサポーターを中心として日常的に情報交換を行い、事案発生時は、迅速に連携する。
- (2) 防災教育推進委員会の年2回の会議を基本として、警察・消防・PTA・近隣町会との連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校いじめ防止委員会・学校評価委員会・学校運営連絡協議会・企画調整会議・主幹会議等において、いじめ防止に関する評価を実施する。
- (2) 上記の評価を受けて、いじめ防止基本方針の改善を行う。